

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を岐阜県不破郡垂井町栗原1892番地

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、仏教保育による宗教的情操を涵養し、心

## 第二章 評議員

身ともに健やかな真人の芽生えを育成し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を(等職員の数)

合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持し(第五条)に於法人に評議員7名を置く。

生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を

行う。

(評議員の選任及び解任)

(1) 第二種社会福祉事業

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任が

保育所ハチスチルドレンズセンターの設置経営

委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委

(名称)

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任

第二条 この法人は、社会福祉法人養徳福祉会という。

の細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議

(経営の原則等)

断した理由を委員に説明しなければならない。

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的(評議員)に選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その

に行うため、自主的にその経営全般の強化を図るとともに、その提供する福祉サービス(外部委員)の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任

期の満了する時までとする。

(開催)

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任による退任した評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催す

も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 催する。

(評議員の報酬等)

(招集)

第八条 評議員に対して、報酬を支給しない。

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長

する。

### 第三章 評議員会

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の

(構成)

集を請求することができる。

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(議長)

(権限)

第十二条の二 評議員会に議長を置き、評議員の互選により選任す

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(決議)

(2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する

(3) 定款の変更

(2) 定款の変更

(役員を選任)

(3) その他法令で定められた事項

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

ればならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半

数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任す(理事の職務及び権限)

する。

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めると

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる<sup>2</sup>、理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人のものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の

(議事録)

報告しなければならない。

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印す

ることとする。

(監事の職務及び権限)

#### 第四章 役員及び職員

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところ

(役員の数)

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、こ

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

の調査をすることができる。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第二十三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(権限)

第二十四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として

(役員解任)

は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する

(1) この法人の業務執行の決定

ことができる。

(2) 理事の職務の執行の監督

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 理事長の選定及び解職

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、報酬等を支給しない。

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

(職員)

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が1

第二十二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会に

(決議)

述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

所 在 同所同番地同家屋番号

種 類 保育園

構 造 木造スレート葺平屋建

床面積 97.25平方メートル

(2) ハチスチルドレンズセンター物置

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ハチスチルドレンズセンター園舎

所 在 岐阜県不破郡垂井町栗原字大正1892番地1、1891番地1

家屋番号 1892番1

種 類 保育園

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート瓦葺2階建

床面積 1階 318.44平方メートル、2階 256.28平方メートル

所 在 岐阜県不破郡垂井町栗原字大正1915番地1

家屋番号 1915番2

種 類 物置

構 造 木造垂鉛×ツキ鋼板葺2階建

床面積 1階 21.31平方メートル、2階 17.31平方メートル

所 在 同所同番地同家屋番号

種 類 物置

構 造 コンクリートブロック造スレート葺平屋建

床面積 4.80平方メートル

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員(事業報告及び決算)

得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に(第三岐阜県知事の承認は必要としない。)

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(1) 事業報告

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行われ、)

備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための貸借対照表

金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計

(6) 財産目録

(資産の管理)

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第4号及び第

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、

2 資産のうち現金は、确实な金融機関に預け入れ、确实な信託会社に信託し、又は确实な有価証券

券に換えて、保管する。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き

に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす

(事業計画及び収支予算)

(1) 監査報告

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第三十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議が

(会計処理の基準)

会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事

けなければならない。

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたとき

において定める経理規程により処理する。

事に届け出なければならない。

(臨機の措置)

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと

するときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

## 第七章 解散

第三十九条 この法人の公告は、社会福祉法人養徳福祉会の掲示場

(解散)

聞又は電子公告に掲載して行う。

第三十六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由

により解散する。

(施行細則)

第四十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定め

(残余財産の帰属)

第二十条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の

理事長 野部 円心

理事 野部 昭子

〃 禿 顯雄

〃 川瀬 治男

〃 野部 研二

〃 川瀬 元一

監事 栗田 將

〃 栗田 久

附則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

この定款は、平成28年12月21日開催の理事会

原本に相違ありません。

平成 年 月 日

社会福祉法人養徳福祉会 理事長 \_\_\_\_\_

附則

1. この定款は、本法人設立認可のあった日から施行する。

1. この定款は、昭和60年3月14日から施行する。

1. 定款準則の変更に伴う一部変更 平成 7年 6月 7日

1. 定款準則の変更に伴う一部変更 平成11年10月10日

1. 定款準則の変更に伴う一部変更 平成14年 3月 2日

1. 定款一部変更 平成15年 3月19日